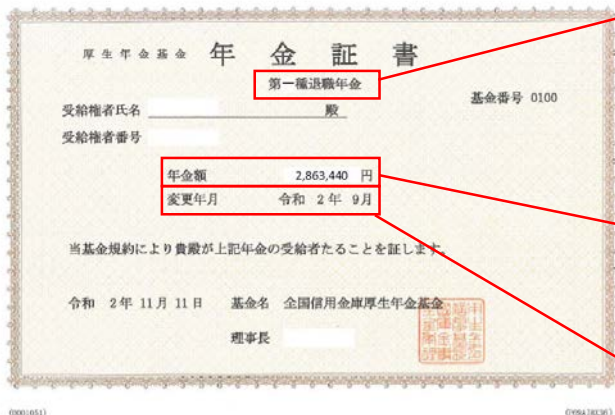


Q4 年金証書の見方を教えてください

▲4

年金証書は表面にご自身の年金額、裏面に年金額の内訳と支給額の変更履歴等が印字されています。年金証書はご本人が信用金庫年金の年金受給権者であることの証明になります。大切に保管してください。

(表面)



第1種退職年金:「基本年金+加算年金」の裁定です

60歳以上で退職したとき、退職して60歳に到達したときは第1種

第2種退職年金:「基本年金」だけの裁定です

事業所在職中に老齢厚生年金の受給権を取得したときは第2種

年金額:ご本人の年金額(年額)です。

※支給停止されている方でも満額の年金額を記載しています

※CB加算年金の支給開始年齢を指定した場合、その支給開始年齢に到達するまで年金額は計算しないため、年金証書にCB加算年金額の記載はありません。

変更年月:年金支給開始の年月、または年金額が変更となった年月

(裏面)

裁定(改定)内容 裁定(改定)事由	支給開始 (変更)年月	年金額		年金額・停止額の内訳(上段:年金額 下段:支給停止額)				
		支給開始額	支給停止額	基本年金	DB基礎年金	DB加算年金	CB加算年金	
年金新規 加入者登録	令和元年10月	1,378,680円	21,000円	172,080円	592,800円	592,800円	0円	円
年金額改定 直年の受給権取得	令和2年8月	2,863,440円	1,505,760円	172,080円	592,800円	592,800円	0円	円
				円	円	円	円	円
基金住所	〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目 8-1							

裁定(改定)内容

年金額が裁定されたときの「年金新規」、支給額の変更があったときの「年金額改定」「支給停止」「停止解除」などがあります。

裁定(改定)事由

支給年金額変更事由と年金額変更事由に分けられます。

年金額・停止額の内訳(上段:年金額、下段:支給停止額)

基本年金、DB基礎年金、DB加算年金は終身年金、CB加算年金は有期年金です。

※CB加算年金支給期間は令和元10月から令和19年9月までです。

CB加算年金の支給開始年月から支給終了年月を記載しています。